

## 事件報道から学ぶ（無免許医師法違反事件）

今朝（7月10日）のABC（関西）ニュースである。

「大阪府警 無免許で鼻の整形手術 ベトナム人の女逮捕」との見出しで、「医師免許を持たずに、大阪市内のマンションの一室などで、鼻の整形手術をした疑いで、ベトナム国籍の女が逮捕されました。医師法違反の疑いで逮捕されたのは、ベトナム国籍の自称会社員・グエン・ティ・エン容疑者（24）です。グエン容疑者は去年8月から9月にかけて、大阪府中央区のマンションの一室などで、ベトナム国籍の23歳の女性に、医師免許を持っていないにもかかわらず、鼻を高くするなどの美容整形手術を3回繰り返した疑いが持たれています。女性は、グエン容疑者のSNSに投稿された手術の映像を見て、申し込んだといい、手術から約半年が経った後も傷跡が残っていたことなどから、警察に相談しました。グエン容疑者は警察の調べに対し、「働いている会社から給料をもらって手術をしていた」と容疑を認めているということです。警察は組織的な犯行かどうかを調べています。」という内容である。

まず、医師法違反の無免許営業だが、医師法の第17条に「医者でなければ、医業をしてはならない。」とあり、罰則は「3年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はこれを併科する。」としてある。なお、医業とは、「医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（「医行為」）を、反復継続する意思をもって行うこと」と解されている。

つまり、医師免許を持たないものが、医行為を行った場合に適用されるのが医師法である。

なお、医師免許は、「医師国家試験」に合格して、医師としての資格がある者であることを国に登録し、その後、厚生労働大臣から医師免許証が交付される仕組みになっている。

町のお医者さんに行くと、受付の近くの壁等に医師免許証が掲示されている。

過去に医師法違反として報道されたものとしては、エステでのレーザー脱毛、入れ墨師による入れ墨、メイクサロンでのアートメイク、メスを使ってのピアス施術などがあり、これらは、医師免許を持たない者による施術であった。

近年、男女を問わず、美しくなりたい、綺麗になりたい、可愛くなりたいと願う心理の影響か、美容整形や美顔術、脱毛等の美容医療サービスを受ける人が多く、これが原因となって身体に被害を受けたという訴えが消費者庁の相談窓口によく寄せられているという。

本来、こうした美容医療サービスは、医師免許を有する医師の手によってなされるものであり、医師の資格のない者が行うものではない。

近年になって、テレビのコマーシャルや雑誌の広告等で、もっぱら美容の向上を目的として行われる医療サービスの脱毛、脂肪吸引、豊胸手術、二重まぶた手術などを目にする機会が多く、こうした施術がいとも簡単に受けられかのように受け止めがちである。

しかし、こうした施術を受ける場合には、医師免許を持つ医師による施術かどうか、医師による場合であっても、その効果やリスクの有無、費用の点について十分な説明を受け、自分自身で納得した上で、施術を受けるか否かの判断をすべきである。

必要に応じて、同種の施術を受けた人の意見を知る手立てもある。

こうした医療サービス行為は、医療行為であるにもかかわらず、美容行為の延長のように捉えて安易に施術を受ける人がおり、消費者庁では啓蒙活動を行う一方、

- ・ 顔のたるみの施術を受けた後、痛みが出た
- ・ 注射の後、顔の腫れが引かない

といった身体への危害に関するトラブルが生じた人への対応に当たっているという

さて、今回の事件報道の容疑者が行っていた整形手術は、鼻を高くする隆鼻術であるが、どういう手段と方法を用いて手術を施したかは明らかでない。

しかし、いずれにしろ手術をしてから半年を過ぎても傷跡が残っていた事実からして、メスを使って何かを挿入（あるいは「注入」）したものであろう。

容疑者は、「働いている会社から給料を貰って手術をしていた」と話しており、会社組織として違反を行っていた疑いも濃厚で、被害者が多く出る可能性もある。

被害に遭った女性は、SNSに投稿された手術の映像を見て申し込んだとのことであり、医者による手術かどうかの確認を怠ったものと思われるが、医師の資格のない者による手術行為は極めて危険なものであり、絶対に避けなければならない。

こうした医師の資格のない者による整形手術は、口コミにより広められることもあり、留学生の皆さんには特に注意して頂きたい。

最後に、美容医療サービスを受けるにあたっての事前の注意点、トラブルに遭った場合の対処について述べておきたい。

まず、事前に医師の説明を受けるのは当然のこととして

- ・ 施術の効果、想定される副作用や合併症は理解したか
- ・ 薬や材料、機器などの安全性・有効性は問題ないか
- ・ 施術の費用等は納得できるものか

を十分に検討する必要がある。

次に、トラブルに遭った場合であるが、美容医療サービスの提供期間が1ヶ月を超え、かつ支払総額が5万円を超えるものは、クーリング・オフの適用があり、解約が可能である。

即ち、契約書面を受け取った日を1日目として8日間は無条件で契約の解除ができる。

また、クーリング・オフ経過後に残りの契約についても解除を行う、中途解約もできることになっている。